

「認知症サポート事業所」になりませんか？



むつ市では、認知症について正しく理解し、認知症の人に優しいまちづくりを目指し、取り組んでいます。認知症の人やご家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことは出来るように、地域全体で応援していきませんか？

「認知症サポート事業所」とは？

従業員の半数以上の方が認知症サポーターで、認知症の人にやさしいまちづくりに賛同している市内の事業所のことです。

対象となる事業所等は

企業・団体 → 金融機関、商店、スーパーマーケット、飲食店
コンビニエンスストア、薬局、理美容店、
旅館業者、宅配業者、保険会社 等

公共サービス → 郵便局、電気・ガス・水道業者、バス・タクシー 等

「認知症サポート事業所」になるには？

①従業員の半数以上の方が認知症サポーター養成講座を受講。

②認知症サポート事業所認定申請書及び取組内容の提出。

※認定期間は、認定した日の属する年度の翌々年度の末日までです。
その後、更新申請を行うと継続することができます。

何をするの？

特別な対応はありません。
認知症と思われる方を見かけたら、**温かく見守りながら、優しい対応**をお願いします。

認定されると

- ①事業所名や取組内容を市ホームページで紹介。事業所は「むつ市認知症サポート事業所」に認定されたことをPRできます。
- ②みちのく銀行との協定により、事業者や従業員向けの金利優遇制度を利用できます。
- ③エーザイ株式会社発行の認知症の理解促進を図るためのパンフレット等を提供します。

問い合わせ先

むつ市地域包括支援センター（むつ市役所内）

TEL：0175-22-1111 内線2558

